

【論説】

事務管理における 「他人のためにする意思」要件の意義 (2)

塩原 真理子

【目次】

はじめに

第 1 章 DCFR の事務管理法提案とその後の反応

第 2 章 「他人のため (für einen anderen)」の解釈に関するドイツの学説 (以上東海法学 56 号)

第 3 章 わが国の裁判例

- 1 他人の義務の履行
- 2 保存行為・改良行為
- 3 相続財産の管理行為
- 4 マンションの管理行為
- 5 権利取得行為 (以上本号)
- 6 Auch-fremden Geschäft

第 3 章 わが国の裁判例

裁判例には教科書設例のような緊急の人命救助や緊急の財産管理の事案は見られない。しかし、事務管理が請求権の根拠になっている事案はある程度蓄積されている。そこで、わが国の裁判例において、事務管理が紛争解決に役立てられているのはどのような事案か、そこでの「他人 (本人) のためにする意思」要件は、事務管理の効果を正当化するにあたりどのような役を果たしているのかを確認するため、わが国の裁判例を通観してみる。

判例検索データベースで「事務管理」と「他人 (本人・原告・被告) のため」のキーワードで検出された事件¹⁾のうち、事務管理が法律用語として使われていない事案、刑事事件、当事者間の契約や合意が認定され、それらによる解決が

はかられた事案、事務管理や出捐の主張立証がないとされた事件を除いた事案 75 件を扱う。近年、データベースで公開されている事務管理の事案の件数は増加している。請求内容別では、費用償還請求の事案を、事務管理を前提とする商法 512 条に基づく報酬請求の事案と合わせて 67 件扱う。他は、管理者の義務違反を争点とする事案が 4 件、受取物引渡請求の事案が 2 件、他人の物の使用あるいは他人の物を賃貸する権限の基礎として事務管理が主張された事案が 2 件である。ドイツの学説で他人の事務処理意思の存否が争われていた事案類型に該当するものとしては、第三者との契約に基づく行為の事案を 8 件、契約不成立事案を 7 件、無効な契約上の義務の履行事案を 3 件扱う。

以下では、事案類型ごとに事務管理を認定する際の特徴、「他人のためにする意思」に与えられている役割を分析するとともに、第 2 章で見たドイツ学説による「他人のためにする意思」の判断基準のいずれかによって、わが国の事務管理適用事案の「他人のためにする意思」の認否を整合的に説明することができると確認する。第 2 章での各論者の見解を個別に引用する場合の他、DCFR やジッペルのように管理者を行為に駆り立てた動機がもっぱら本人の利益の促進にあることにより「他人のためにする意思」を認める見解を動機説、ベルクマンやハインツのように管理者が事務処理行為を本人の利益に調整するつもりであることにより同意思を認める説を利益擁護意思説とまとめて呼ぶことにする。

先行業績を参考にしつつ、裁判例を分類する²。まずは、事務処理の内容により裁判例を分類する。1 では他人の義務の履行事案を取り上げる。本人の義務の内容に応じて、さらに、(1) 他人の金銭債務の弁済、(2) 他人の契約上の義務の履行（金銭債務以外）、(3) 扶養義務者の義務の履行、(4) 不法行為加害者の損害賠償義務の履行、(5) 不法行為被害者に対する保険会社の義務の履行、(6) 本人の公法上の義務の実行に分類して特徴を見る。2 では(1) 保存行為、(2) 改良行為、3 では事務処理の内容としては 1、2 と重複するが、相続財産の管理行為をまとめて取り上げる。4 も内容として 1、2 を含むマンションの管理行為を取り上げる。5 では権利取得行為を扱う。6 では事務処理の内容にかかわらず、自己の事務であると同時に少なくとも他人の事務でもある事務（auch-fremden Geschäft）に該当する事案として、(1) 第三者との契約に基づく行為、(2) 契約不成立、(3) 契約範囲外の行為、(4) 無効な契約に基づく行為を見る予定である。

1 他人の義務の履行

(1) 他人の金銭債務の弁済

① 福岡高判昭和 36 年 11 月 29 日下民集 12 卷 11 号 2891 頁

[事実] XがAのYに対する債権を差押えたのに対し、YはAのBらに対する債務を代位弁済したことにより、Aに対する事務管理による費用償還請求権を以て相殺すると主張した。

[判旨] Yが代位弁済したのはYがBら得意先を確保しておきたい意図であったとは認められるが、Aの代表者とYの代表者は親子の関係でありAの債務減少に無関係ではおられなかったであろうし、Yの代位弁済はAの債務が減ずることになるのでAの利益となるから、Aの利益を図る意思とYの利益を図る意思の下になされたものということができる。他人の利益を図る意思と自己の利益を図る意思が併存しても事務管理の成立には妨げとはならない。

②東京地判平成 23 年 5 月 13 日 LEX/DB 25471790

[事実] 従業員Xは勤務する動物病院Yに対し、未払い賃金とともに立替払いした電気料金の支払を求めた。Xは、電気料金支払後、すぐにY代表者に支払の事実を告げており「事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知し」た、電気料金を支払わなければYへの電気供給が停止し、Yの営業を続けることができなくなるのであるから、電気料金の支払は「本人のために有益な費用を支出したとき」にあたりと主張した。

[判旨] 事務管理に基づく費用償還請求権が発生したことが認められる。

③東京地判平成 24 年 2 月 27 日 LEX/DB 25491870

[事実] Xは、Y A間で締結された請負契約に基づくYの報酬債務又はYの商法 512 条に基づく債務を立替払いしたとして、Yに事務管理に基づき費用償還請求をした。

[判旨] Yの請負契約上の債務をXが立替払いしており、事務管理に基づく費用償還請求には理由がある。

④東京地判平成 24 年 9 月 26 日 LEX/DB 25496559

[事実] Xは、母Aの医療介護、国民健康保険の費用、病院費用等を負担したため、A又はAの治療費を支払うこととなっていたB社(代表取締役A)に対し、事務管理に基づき有益費償還請求権を有すると主張し、B社の結んだ保険契約に基づきB社に振り込まれた保険金をYら(Aの子、Xの妹)がB社に無断で引き出したとして、有益費償還請求権の侵害による不法行為に基づき損害賠償を請求した。

[判旨] Xが入院費用等を負担したのは、子が自然の情愛に基づき自発的に行った扶養に基づくものというべきであり、YがAの面倒を見ていたことと比較しても、Xの特別な負担ということとはできず、「義務なく他人のために」行った

ものとはいえないから、事務管理に基づく費用償還請求権が発生するものということはできない。

⑤東京地判平成 25 年 4 月 24 日 LEX/DB 25512280

〔事実〕 Y1（X と Y2 の母）は、X Y2 と共有する建物の地代、固定資産税及び都市計画税、X と Y2 の共有土地の固定資産税及び都市計画税、雑草除去委託料及び草刈作業料を支払ったことにより、X が債務を免れたとして、不当利得又は事務管理に基づき支払いを求めた。

〔判旨〕 Y1 は X 及び Y2 と本件建物に同居していたが、Y1 による支払いは、長期間にわたり、自発的に、かつ、X 及び Y2 のいずれに対しても負担を求めることなく、Y1 と X との折りが合いが悪くなり、別居しても続いたのであるから、Y1 には各支払をした時点において自分の子らが支払義務を負う部分について負担を求める意思がなかったと推認でき、X 又は Y2 が無償で利益を受けた限度において贈与に当たる。X のための事務管理は成立しない。

⑥東京地判平成 25 年 6 月 7 日 LEX/DB 25501366

〔事実〕 合資会社の代表者 Y が経営する喫茶店の従業員であった X が、喫茶店の賃料に充当するために預金口座へ入金し、釣銭の補充を行ったとして、事務管理又は不当利得に基づき Y に支払いを求めた。

〔判旨〕 合資会社の事務管理に基づく償還義務につき Y は連帯してこれを支払う義務を負う。

⑦東京地判平成 26 年 7 月 18 日 LEX/DB 25520566

〔事実〕 貸しビル業を営む Y の代表者 A の死亡後、A の長男 B が Y の通帳を所持したまま失踪したため、Y は、各テナントから徴収した電気料金を東京電力に支払うことができない状態に陥った。そのため、A の長女である X が Y の電気料金を支払ったとして、事務管理に基づき支払いを求めた。

〔判旨〕 Y の唯一の取締役である B が行方不明であるため、その親族である X がやむを得ず行ったものであることが認められ、X は義務なくして Y の債務を支払ったものであり、事務管理に基づく費用償還請求権の発生が認められる。

⑧東京地判平成 27 年 2 月 17 日 LEX/DB 25523836

〔事実〕 X は妻 Y の消費者金融に対する債務を立て替え払いしたとして、事務管理に基づく費用償還請求をした。

〔判旨〕 債務を支払った日は婚姻届を提出した 2 日後のことであり、後に返してもらうことまで予定していなかった可能性を否定できない、すなわち贈与の

即時履行として行われた可能性を否定できず、「義務なくして他人のために事務の管理を始めた」に当たると認められないから、事務管理の成立は認められない。

⑨東京地判平成29年2月28日 LEX/DB 25551439

〔事実〕 Xが、Aと内縁関係にあった間にA名義の保険の保険料等を立替払いするなどして費用を負担したと主張して、Aの相続人であるYに対し、Aとの合意又は事務管理の費用償還請求権に基づき、その支払を求めた。

〔判旨〕 内縁の夫婦であっても、婚姻費用の分担義務があり、XがAの保険料を支払い、Xが賃借している建物をAに使用させたことは婚姻費用の分担であり、自動車を使用させ、駐車場代を負担していたことも夫婦間の協力・扶助義務の範囲であり、義務なく他人の事務の管理を始めたとはいえない。

⑩東京地判平成30年3月12日 LEX/DB 25552710

〔事実〕 Aの相続人XらがAの内縁の夫でありA所有建物に同居していたYに対し、建物明渡を請求したのに対し、YはAの借入金を代わりに弁済したことにより、Aに対する事務管理に基づく有益費償還請求権を取得したとして、Xらに法定相続分に応じて償還を求めた。

〔判旨〕 Yが自らの預金口座から出金し、これをAの借入金の弁済原資とするためにA口座に入金する行為は、借主であるAが負っている弁済義務の履行事務を、Aに代わって行っていたものとみることができ、義務なく他人のために事務を管理する行為であるといえる。しかし、Yは夫婦共同生活を維持することを意図したものであると述べており、弁済資金の提供をもってAに対する贈与というかどうかはともかく、出捐当時において、Aから費用の償還を求める意思を欠いていたものというべきであり、有益費償還請求権は成立しない。

他人の金銭債務の弁済によっても事務処理者自身何らかの利益を受ける。しかし、「他人のためにする意思」に影響を及ぼしてはいない。①判決は自らの取引先を確保するという意図を「他人のためにする意思」の否定要素としないことを明言している。その他の事務管理肯定事案でも、管理者は本人の従業員や系列会社、本人たる会社の役員の親族であるため、本人の債務を履行することにより有形無形の利益がないとはいえないが、問題とされていない。自らの取引先を確保するという動機と本人の債務を消滅させるという動機のいずれが管理者を行為に誘ったのかを判断することは困難であり、少なくとも他人の金銭債務の弁済事案においては、判決はその判断に取り組もうとはしていない。また、他人の金銭債務の弁済では、行為が金銭の支払いに限定され、事務管理の具体

的实施方法が本人の利益に影響を及ぼさないため、行為がいずれの利益に調整されているかという利益擁護意思説の考慮は必要がない。さらに、ここでの事務管理はすべて費用償還請求の根拠とされており、他人の金銭債務の弁済では、事務管理者の出費と本人の債務消滅による利益は通常イコールになる。そのため、不当利得返還請求による場合との差はなく、出費イコール利得の請求を認めるにあたり「他人のためにする意思」は厳格には捉えられていないといわれている³。

事務管理の否認事案では「他人のためにする意思」の要件が機能しているであろうか。金銭債務の弁済ながら、内縁を含む夫婦間、親子間での立替払い事件4件では事務管理がいずれも否定された。学説には、夫婦、親子の場合には事務処理者自身の扶養・協力義務の実施であるから自己の事務であり「他人のためにする意思」は認められないという見解がある。上記の裁判例では、親子間の④判決（後掲⑩判決も）と内縁夫婦間の⑨判決が扶養・協力義務の範囲内として、夫婦間の⑧判決が贈与の即時履行として「義務なく」と「他人のために」の要件をまとめて否定し、親子間の⑤判決も贈与であるとして事務管理を否定した。これに対し、内縁夫婦の事案を扱う⑩判決は、これらの要件を認めつつ、費用償還請求意思の欠如を理由として有益費償還請求権を不成立とした。④⑧⑨の判示は、「義務なく」でなければ当然に「他人のため」でもないとも読めるが、「義務なく」の要件の不存在時点で事務管理の不成立を基礎づけられるため、「義務なく」が事務管理の成否を決定づけている。⑩判決では「他人のためにする意思」は充足されているという前提である。しかしこちらも、内縁の夫婦間であっても「義務なく」であることを認めるのと併せて「他人のため」が肯定されており、「他人のためにする意思」に「義務なく」の要件を超えた特別の意味はない。費用償還意思がなくとも贈与とはせず「義務なく他人のために」を行ったことを肯定することによって事務管理を成立させる意義は、費用償還請求以外の事務管理の効果を発生させる必要性にかかる⁴。親子間、夫婦間における関係では、報告義務等も必要がなく、事務処理者の義務も軽減されてよいならば事務管理自体不成立でも構わない。

金銭債務の立替払いの事案では、「他人のためにする意思」は、事務管理の限定機能も「他人のためにする意思」のみと結び付けられた特別の効果を付与する機能も果たしているとは言えない。利得の押付けの防止機能は、「本人の意思と利益に反することが明らかでないこと」の要件と本人の意思に反した事務管理費用の償還範囲の制限という効果で担保される。

（2） 他人の契約上の義務の履行（金銭債務以外）

本人と管理者又は第三者とが契約関係にあり、管理者が本人の金銭債務以外

の契約上の義務を履行した事案を扱う項目であるが、実際に管理者が義務を履行したと認められたのは⑩判決のみである。他の判決では、管理者は本人の契約上の義務を主張しているものの、その存在が争われ否定されている。

(ア) 本人の事務処理者に対する契約上の義務の履行

⑪神戸地判平成16年1月9日 LEX/DB 25410537

〔事実〕 建物賃貸人Xが賃借人Yに対し未払賃料を請求した。これに対し、Yは、Xが建物敷地所有者Aに対し敷地の賃料を支払わなかったため、Aから建物部分退去土地明渡請求訴訟を提起されたため応訴し、和解を成立させ、和解に基づいてAに損害金を支払うことによって建物の収去を防ぎ存続させたとして、事務管理に基づく費用償還請求権との相殺を主張した。

〔判旨〕 Y自らのためにする意思とXのためにする意思は併存しうるものであるし、現に、客観的にXの事務と認められる事務を行っている以上、Xのためにする意思の存在を認めることができる。

⑫東京地判平成28年4月8日 LEX/DB 25535748

〔事実〕 Yから依頼された舞台劇を制作して上演したXが、Yに対し制作費の残額の支払いを求めたのに対し、Yは、脚本で予定されていた生演奏の演奏家を手配し、Xが支払うべき出演料をYが代わって支払ったとして事務管理に基づき求償金の支払いを求めた。

〔判旨〕 Yは、XYの契約内容を構成しない演奏家への依頼を自ら行ったものに過ぎないから、「他人のために」事務を行ったとも、「本人のために有益な費用」とも認められない。

(イ) 本人の第三者に対する契約上の義務の履行

⑬大阪地判平成28年3月1日 LEX/DB 25542894

〔事実〕 Yの従業員であったXは、YがAから請け負った工事に枠工事が含まれていたと主張し、枠工事を業者に発注し費用を立て替え払いしたとして不当利得又は事務管理に基づきYに支払いを求めた。

〔判旨〕 Y A間の契約に枠工事は含まれていなかった。Xは、枠工事が完了しなければ建具工事でも完了しない状況で、納期までに建具工事を完了しなければAからの今後の発注に支障をきたすこととなり、Yが損害を被ることを防ぐためであったと主張するが、枠工事はYの債務でない以上その余の点について判断するまでもなく事務管理が成立することはない。

⑭東京地判平成28年6月15日 LEX/DB 25536766

〔事実〕 Y A間の建物賃貸借を仲介したXが、主位的に、建物賃貸人Yから委託され内装工事の手配を行い、工事費を立替払いしたとして支払いを求め、予備的に、YがAに債務不履行責任を負わないようYの事務を管理したとして事務管理に基づき、あるいは不当利得に基づき立替金の支払いを求めた。

〔判旨〕 賃貸借契約上内装工事はYの負担ではないからYの事務ではない。よって、Xは、「他人のために事務の管理を始めた」とはいえないから、事務管理に基づく費用償還請求権は理由がない。

⑮東京地判平成 30 年 3 月 30 日 LEX/DB 25553120

〔事実〕 Yに事業譲渡をしたXは、Yが近隣住民に約束した補修工事をYの代わりに発注したことによって生じた費用について、事務管理に基づき費用の償還を求めた。

〔判旨〕 Xの発注した工事は、工事の内容がXの主張するところと合致しておらず、法律的にも（契約当事者という意味でも）、事業の実質的主体という意味でも、X自身の事業の遂行として行ったものと認められ、「義務なく他人のために行った」ものとは認められないとした。

管理者が本人の契約上の義務を履行したと認定された1件で事務管理が肯定されており、残りの4件は否定事案である。

契約上の義務であることが肯定された⑪判決では、「他人のためにする意思」要件は、客観的他人の事務から当然に導かれている。仮に動機説を採用したなら、賃借人は自らが建物収去明渡しを免れることに優越する動機を有していたと考えられるため、この要件は充たされなかったであろう。本人の利益への調整の可否という点では、建物賃貸借人と所有者の間に建物の存続という利益のレベルでは衝突はない。しかし、他人の金銭債務の弁済とは異なり、両者の利益が具体的実施方法においても必然的に一致するとはいえないため、引受時において実施方法を本人の利益に合わせる意思があったことを説明できなければ、

「他人のためにする意思」は認められないことになる。客観的他人の事務から導く場合には「他人のためにする意思」要件の中でこのような評価は行われない。実際、⑪事案では賃借人Yによる管理行為の出捐額が高価すぎ、Xの意思に反し、又はXに不利であることが明らかであるという反論がXによってなされているが、判決は、高額すぎる費用には民法702条3項の適用で対応するという考え方をとっている。結果として、不当利得と同じ範囲での償還になるのであれば、不当利得と同等の要件で事務管理を認めても不当な結果にはならない。

次に否定事案を見る。⑫⑬⑭事案でも(1)と同様に、管理者が本人の債務を立

替払いしたとして費用償還請求がなされているため、金銭債務の存在に争いがある事案といってもよい。(1)とは異なり、管理者自ら立替払いの前提となる発注をしており、それが本人の契約上の義務にあたるか否かが争われている。(ア)では本人と事務処理者の間、(イ)では本人と第三者との間という違いはあるが、本人に契約上の義務が存在するか否かが事務管理の成否を決定している。本人の債務ではないと認定された上記裁判例では、「他人のためにする意思」を検討するまでもなく本人の義務ではないという一点で事務管理は排除されている。ここでは、管理者の行為が本人にとって何らかの利益をもたらすかどうかに関わりなく、契約当事者間の契約内容を事務管理によって変更しない態度が示されている。

⑮事案では、Xの実施した工事内容自体が近隣住民のための補修工事であるというXの主張とは異なるということで、当該工事が本人Yの近隣住民に対する契約上の義務か否かではなく、XとYのいずれが当該工事請負契約の当事者かが検討された。その実質的な契約当事者の探求の結果が、事務管理の不成立という結果にとって決定的である。判決は「義務なく他人のために」の要件を充足しないとしているが、事務管理の手段として契約を締結することもあるため、Xが自らの名で第三者と契約を結んでいるだけでは事務管理不成立とすることはできない。さらに、後に6(1)でも見るとおり、裁判例上、自己の義務であることから直截に「他人のためにする意思」を否定する考え方はとられておらず、自己の義務というだけでも不十分である。⑮判決は、Xの代表社員が指示しながら方針決定を行っていたという事実からXを実質的事業主体と認定している点において、Xの事務であり、かつ、事務管理の実施行為がXの利益に調整されていたことにより「Yのためにする意思」がないことを説明づけることができる。

(3) 扶養義務者の義務の履行

⑯東京地判平成26年8月27日 LEX/DB 25521192

〔事実〕亡母Aの成年後見人であったXが、Aの共同相続人であるYらに対し、Xが支出したAの療養介護費用及びその費用の捻出のために借り入れた金員の利息等は、A又はYらにとって、有益な費用又は利益であるとして、事務管理又は不当利得に基づき支払いを求めた。

〔判旨〕(Aとの関係) Xは本件介護費用等をYらとの介護費用負担の合意に基づき、または、Aに対する扶養義務に基づき支出したというべきであるから、Aとの関係では「義務なく」Aの事務を管理したとは認められない。(Yとの関係) 扶養義務者がその義務を履行しない場合は、扶養義務者に代わって扶養料を負担した者は当該扶養義務者に対し、当該扶養義務者が負担すべき額につい

て、不当利得返還請求できる。Yらは介護費用負担の合意に基づく介護費等を支払わなくなったことが認められ、Xは、YらがXの損失において利得を受けたものとして、不当利得返還請求権に基づき、返還を求めることができる（同額の事務管理の成否については判断するまでもない）。

この判決は不当利得のみ検討し、不当利得返還請求を認めた。同額の請求権を認めるにあたり「他人のためにする意思」に立ち入る必要がない。事務管理であれ不当利得であれ、他の扶養義務者に対する請求が認められるか否かは、自らの扶養義務を超えて他の扶養義務者の義務を実施したか否かにかかる。ただし、最判昭和42年2月17日民集21巻1号133頁によれば、扶養をすべき者の順序、扶養の程度又は方法について当事者間に協議が整っていない場合には、家庭裁判所の審判によらなければ他の扶養義務者に求償することはできないため、協議が整っていない事案では自らの扶養義務を超える費用を事務管理等に基づき民事訴訟で請求することは困難である。この事案においても、協議外の費用や協議に加わっていない扶養義務者に対する請求は認めていない。扶養義務の範囲が確定している場合には、不当利得でも事務管理でも結果は変わらず、したがって、「他人のためにする意思」の要件は重視されない。他人の扶養義務である場合には、利得の押付けを問題にする必要もない。

（4） 不法行為加害者の損害賠償義務の履行

①最判昭和43年7月9日判時530号34頁

〔判旨〕 第三者が他人のためにその不法行為上の損害賠償義務を免れさせるに足りる費用を支出したことにもとづき、民法702条により取得する費用の償還請求権は、不法行為とは別個の法律要件である事務管理を原因として新たに発生する権利であるから、その消滅時効も、不法行為上の損害賠償請求権とは別個に、その権利を行使することのできる時、すなわち、その権利の発生した時から、新たに進行を開始するものと解するのが相当である。

②千葉地判昭和52年9月26日LEX/DB 29003546

〔事実〕 A運転の自動車とY1の代表者Y2の運転する自動車が正面衝突し、Aが死亡した。Aの相続人であるXは、本件事故はY2の一方的過失によって惹起されたものであるが、Aの同乗者Bの治療費等をYらのために立替えたとして、事務管理による費用償還請求権に基づき支払いを求めた。

〔判旨〕 XはBから治療費の賠償を求められたので、本件事故の責任の所在はともかくとして、BがAと知己の間柄にあったことから、やむなく損害金を支払ったことが認められる。そして、その金額を不当とする特段の事情も認めら

れないし、本件事故は、Y2の過失によって生じたものでありAには何らの過失も存在しなかったことが明らかである。そうだとすれば、XとYらとの間には事務管理が成立している。

⑩大阪地判平成9年11月10日 LEX/DB 28040361

〔事実〕 交通事故の被害者Aが代表取締役を務めるX会社が、Aの休業期間中も給料を支払ったとして、加害者Bの遺族Yらに対し、事務管理による費用償還請求権に基づき支払いを求めた。

〔判旨〕 XからAに支払われた給料は、現実の労働の提供に対する対価としての性格を有するものであるから、そのうちBの過失割合に対応する部分は、Aが就労不能になった後、Xは支払うべき義務がないにもかかわらず、いわば加害者の損害賠償債務を立替払する形でこれをAに支払ったものと評価できる。したがって、事務管理に基づく費用償還請求権として請求できる。

最高裁の⑪判決は、加害者の不法行為上の損害賠償義務を免れさせるに足る費用を支出したことにより事務管理が成立することを前提としている。しかし、支出が義務である場合・義務でない場合、近親者による場合・使用者による場合・それ以外の者による場合、支出費目が治療費等の場合・休業補償の場合等があり、学説・裁判例の対応は分かれている。支出が義務である場合には、賠償者の代位による説が多いようである。義務でない場合に請求を認める法律構成は、事務管理の他、弁済者代位、代償請求権等が主張されている。今回対象となった⑬は知人が法律上の義務なく被害者の治療費を支払った事案、⑭は使用者が義務なく休業期間中の賃金を支払った事案であったため、事務管理による請求が認められている。

義務的に支払われた場合には自らの義務に動機づけられているとして、さらに、扶養義務者や近親者による治療費の支払いの場合には情愛に動機づけられているとして、「他人（加害者）のためにする意思」を否定する見解がある。しかし、⑬⑭判決は、義務によらない事案であったためこのような判断はなされておらず、他の事案類型をみれば、わが国の裁判例上、自らの義務であることから「他人のためにする意思」を一律に否定する立場は採用されていない（後掲6参照）。この事案は(1)の他人の金銭債務の弁済という面を持つから、利益擁護意思説でも、具体的実施行為が誰の利益に調整されているかについて追及する必要がない。また、不法行為によって発生した治療費については近親者や使用者の負担部分はゼロであるから、請求を認めること自体に異論は少なく、他の法律構成による請求もあり得る以上、「他人のためにする意思」に重点が置かれないことは当然と言える。

ただ、事務管理による請求を認めた場合、被害者の加害者に対する請求権との関係が問題になる。判例（最高裁昭和32年6月20日民集11巻6号1093号）は親が子の治療費を支払った場合にも、子からの加害者への治療費の請求を認容している。これによると、近親者らが治療費を払っても加害者の義務を履行したことにはならないので、事務管理構成は不適當となる。子が請求しない場合のみ、事務管理になるとすることは理論として一貫性を欠く。他方、⑨のように使用者が被害者に賃金を支払った場合、判例のとり損差額説によれば、現実に減収がない以上、被害者は休業損害の賠償を請求することはできない。この場合には、加害者の休業損害の賠償義務がそもそも発生しないということではあるが、賠償義務を消滅させたと見る余地はある。しかし、この場合も「他人のためにする意思」要件を空洞化させた事務管理制度によるよりも、肩代わり損害の問題を一貫して解決するにふさわしい制度が選ばれるべきであろうか。

（5） 不法行為被害者に対する保険会社の義務の履行

②熊本地判昭和45年1月20日LEX/DB 29007528

〔事実〕Aが交通事故を起こし、同乗中の妻Bが死亡した。Bの診療費等をC病院に支払ったBの実父Xが、Aと自賠責保険契約を締結していた保険会社Yに対し、事務管理による費用償還請求権に基づき支払いを求めた。

〔判旨〕自賠責保険の保険者は被保険者または被害者に対してのみ支払の責を負うものであって、その他の第三者に対しては、直接責を負うものではない。Yは本件費用の債権者たるC病院に対し直接その支払の責を負うものではない。したがって、本件費用は、Yの債務ということはできず、その支払によって、Yの事務を管理したことにならない。

保険会社の病院に対する債務は存在せず、保険会社Yの事務を管理したことにはならないとの判示であるが、(4)の加害者に対する治療費の償還請求の場合と同じく、親族が治療費を支払っても保険会社は被害者に対する保険金の支払いを免れないという理由でも、事務管理にならない。

（6） 本人の公法上の義務の実行

②名古屋地判平成20年1月17日LEX/DB 28140830

〔事実〕A社がX（豊田市）内の土地に大量の産業廃棄物を過剰保管したことから、XがA社及び実質的オーナーであるとされるYに対して、廃棄物処理法に基づき同廃棄物の撤去等を命ずる措置命令を発した。しかし、Yが措置命令を遵守しなかったことから、Xが過剰保管廃棄物の処理等を行い、Xが支出した調査費用について、Yに対し事務管理による費用償還請求権に基づき支払いを

求めた。

〔判旨〕 Y が生活環境保全上の支障の除去等を行うためには、本件過剰保管廃棄物による影響を調査し、その結果を踏まえて実際の方策について検討することが不可欠であることから、本件調査は客観的に Y が行うべき事務である。本件過剰保管廃棄物の状況からすれば、周囲の環境保全のために X において速やかに適正処理を行う必要が高かったといえることができる。かかる公共の利益が存する以上、Y の意思又は利益に反したとしても事務管理の成立は妨げられない。

②名古屋高判平成 20 年 6 月 4 日 LEX/DB 28141922 ②の控訴審

〔判旨〕 本件過剰保管廃棄物について、周囲の生活環境の保全等のためには、もはや X において速やかに廃棄物の適正処理を確保する必要性が極めて高く、一刻の猶予もならない状況にあったものというべきであり、そのために本来 Y が行うべきであった本件調査を X が行った。そして、本件調査をはじめとする X の行為は、本件処分場周辺の生活環境保全等のために高度に有益な行為で、正に社会公共の利益に適合するものであったといえる。したがって、本件調査が、そもそも本件措置命令まで受けている Y の意思又は利益に反するものとは直ちに認め難いものがあり、また、仮に Y の意思又は利益に反するものであったとしても、本件においてはこれを考慮すべきではなく、事務管理の成立は妨げられない。

③福井地裁平成 29 年 9 月 27 日 LEX/DB 25547831

〔事実〕 X（敦賀市）内の廃棄物処分場に多量の廃棄物が処分され、その周辺の河川に汚染水が流入するなどの生活環境保全上の支障が生じた。X は、廃棄物処理業者への委託により一般廃棄物を同処分場に処分した A を承継した Y ら（津山市ら）に代わって水質調査、遮水擁壁の設置及び水処理施設の整備等を行い、そのための費用の支出を余儀なくされたとして、Y らに対し事務管理に基づく有益費償還請求、不当利得返還請求等を行った。

〔判旨〕 廃棄物処理法の目的を実現するためには、市町村は一般廃棄物の処理について、生活環境保全上の支障の除去等のために必要な一切の措置を講じるべき法的義務を負う。事務管理において、他人の事務と自己の事務とが併存する場合については、自己の事務を超える部分については他人の事務となり、連帯して給付を行う義務を負う複数の者のうち一部の者が自己の負担部分を超えて義務を履行した場合には、そのを超える部分については他人の事務を管理したものと解される。X の負担部分に相当する金額を超える部分の支払い、X が他人の事務の管理として行ったものといえることができ、A の負担部分について

は、Xが、Aのためにする意思をもって事務管理として支払ったものと認めるのが相当である。

この2つの事件では、当該事務処理が他人の事務か否か、他人の義務か否かが事務管理の成否を決定している。②②の事案では、自治体は、措置命令の内容となった産業廃棄物の撤去及び適正な処理について代執行すれば廃棄物処理法上費用を徴収することができるところ、本件調査の費用については同手続きでの徴収が可能か明確ではなかったためか事務管理という法的構成がとられた⁵。とはいえ、他人の義務か否か、ひいては事務管理の成否の判断基準になっているのは、廃棄物処理法上の義務を実施するために不可欠の調査であるか否かである。つまり、他人の事務か否かは廃棄物処理法の趣旨から導かれている。②③の事案でも、廃棄物処理法の趣旨・目的から、廃棄物処理業者に委託した自治体が一般廃棄物の処理について生活環境保全上の支障の除去等の義務を負うか否かが判断された。

「他人のためにする意思」の要件を見ると、まず、自治体が自らの職務として行ったことはこの要件に影響していない。他人の事務から推論する限り「他人のためにする意思」は当然に認められる。しかし、動機説ではもちろん、利益擁護意思説でも「他人のためにする意思」を認めることは困難である。自治体の行為は廃棄物処理法の趣旨・目的、公共の利益に調整されており、廃棄物処理業者Yの利益には調整されていないからである。公法上の目的を達するためには、「他人のためにする意思」に結論を左右するような内容を付与することはできない。

これらの事案では「本人の意思又は利益に反するものであることが明らかではない」の要件を充足することも難しい。②判決では、この要件は、処理の「必要性が極めて高く、一刻の猶予もならない状況」であることにより充足する必要のないものとされている。このような事案も事務管理の対象に取り込む場合には、介入する合理的根拠を求める DCFR の要件に置き換える方がよいのではないか。その場合も、合理性の判断は廃棄物処理法の手続きが着実に進められてきたことによって認定される⁶。

2 保存行為・改良行為

(1) 保存行為

②④大分地判昭和30年5月19日下民集6巻5号998頁

〔事実〕 挽馬の買主Xが目的物の隠れた瑕疵を理由に契約を解除し、売主Yに馬を返還するまで飼育したとして、事務管理に基づき飼育費を請求した。

〔判旨〕 瑕疵があったことを認めるに足る証拠がない。かりに挽馬が後屈腱

炎に罹っていたとして、事務管理は他人のために事務を管理するという管理者の主観的な意図をその基本概念とするものであるところ、解除がなされていない間は一応その売買契約の効果として本件挽馬の所有権は買主たるXに帰属するので、Xの主観的な意図において他人の馬を飼育するという意図を欠く。事務管理は他人のために事務を管理するということをその法律上の要件とするのみならずその事務の性質に従って最も本人の利益に適すべき方法によってその管理をなすことを要するものであり、XはYに本件挽馬を返還するまでの間わずかに辛うじて生存するに足りるだけの飼料を与え全く不十分な飼育の方法を講じたに過ぎないので、解除後の飼育も事務管理と認めることができない。

㊤東京地判平成 28 年 12 月 27 日 LEX/DB 25538543

〔事実〕 セルフガソリンスタンドを経営していたYの資金繰りが悪化し、営業を停止したため、Yに通貨真贋識別機能を有する機器を販売したXが本件機器を搬出し、保管した。XはYに対し、本件機器につき寄託契約が成立したとして保管料等を、又は商法 512 条に基づき相当な報酬を請求した。

〔判旨〕 Xが本件機器を搬出し保管したのは、自社の製品が盗難や通貨偽造等に悪用される危険を防ぐことを目的として行われたものと認められる。他方で、Yとの間で寄託契約は成立せず、また、本件においては本件各物件の搬出・保管について事務管理が成立するとの主張はXからはされておらず、このほかに本件機器の搬出・保管が、客観的にみてYのためにされたものであると認めるに足りる証拠もない。

㊦東京地判平成 12 年 9 月 26 日 LEX/DB 28060828

〔事実〕 Xが、Yの経営するガソリンスタンドに車両を放置したため、Yの従業員が業務の支障になることから、車両を移動させ、鍵を事務所内に保管していたが、Xから車両を引き取るように頼まれたという二人組の男の求めに応じて鍵を交付したところ、車両が盗まれた。XはYに対し、寄託契約の債務不履行又は事務管理に基づき損害賠償請求をした。

〔判旨〕 本件車両の保管については、寄託契約その他の契約関係が何ら存在しないにもかかわらず、これをXの所有物と認識しながら、鍵を外して事務所内に保管したことにより、本件車両をYの排他的支配下に置き、Xのために保管を開始したといえることから、その時点で事務管理が成立する。Yに善管注意義務違反は認められない。

㊧東京地判平成 13 年 10 月 19 日 LEX/DB 28072789

〔事実〕 Xが、Yのガソリンスタンドに駐車した自動車をYの従業員が業務に

支障の少ない場所に移動したが、キーはつけたままにしていたところ、何者かに持ち去られた。Xは、寄託契約に基づく債務不履行責任の他、事務管理における管理継続義務不履行責任を主張した。

〔判旨〕寄託契約は不成立。Yの従業員が自動車を移動したのは、Yの営業のためであるから、Yの従業員が、本件自動車に給油後、本件自動車に乗って、エンジンをかけ、Xの燃料を使用して、本件自動車を移動した事実をもって、Xのために事務管理を開始したことに該当するということとはできない。Xは本件自動車の所有権を取得していないため、Xの所有権取得を前提とするYの使用者責任も理由がない。

㊸東京高判平成 14 年 5 月 29 日 LEX/DB 28072788 ㊹の控訴審

〔判旨〕Xは、YがXの燃料を使用して自動車を動かすことに違法の意識を持っていないのは、自動車の移動が自己のためだけではなく他人のためのものであるという意識があったからであると主張したが、原判決を維持。

（2）改良行為

㊹山口地判昭和 29 年 5 月 20 日 LEX/DB 27600991

〔事実〕Xは、Aらに無断耕作されたX所有地（第一土地、第二土地）は自創法の小作地に当たらないにもかかわらず、Y（国）が買取処分を行ったとして、処分の無効確認を求めた。これに対し、YはAらの耕作はまず事務管理により開始せられ、後に使用貸借関係が成立したため、自創法の小作地に当たると主張した。

〔判旨〕Xの先代は頼母講から講金を借受け、自らの本件土地に担保を設定し、Aの先代らが債務の保証人となったが、Xの先代は債務を返済することができないまま死亡し、Xやその家族も他出した。Aの先代らはXの債務の保証人としての責任、時局の要請から、また、抵当物件の価値の増加と、債務の支払いを履行するため本件土地を開墾することとしたが、後に他人に任せるに至った。Xは、空襲で住居、職を失い帰郷し、土地の明渡しを請求した。このような事実関係よりすれば、本件土地の耕作者らが本人の利益を図る意思、最も本人の利益に適する方法を以て該土地の耕作を始めたものとは認め難いので、該土地に対する耕作が先ず事務管理により開始せられたとの抗弁は直ちに採用しがたい。

㊻大阪高判昭和 35 年 9 月 30 日 LEX/DB 27440511

〔事実〕Xの所有する本件宅地にYが地蔵堂、集会所を建設し占有していたため、XはYに対し、建物収去土地明渡しと損害金の支払いを求めた。Yは、本

件宅地は戦時中爆撃を受け、何人の所有であるのか不明であり、Aが自己の所有物のようにふるまい、義務なくして管理していたのであり、Yは本件宅地の事務管理人（少くとも準事務管理人）のAから賃借したと主張した。

〔判旨〕 Aが本件宅地の管理人であり又はXから同土地を賃貸する権限を与えられていたこと及びYがAから右宅地を賃借したことを認めるに足る証拠はなく、Aは、食糧を確保するため、Xの承諾を受けることなく戦災後の荒地であった本件宅地を耕し、家庭菜園として利用しこれを占有していた。そうすると、AはXに対抗できる権限なく本件宅地を占有している不法行為者というべきであって、事務管理人または準事務管理人であるということはできないから、YはAから占有の移転を受けても、その占有を以てXに対抗することはできない。

③1東京地判平成16年11月25日判時1892号39頁

〔事実〕 Xはマンションの管理組合法人であり、マンションの共同部分に当たる駐車場躯体部分のコンクリート劣化抑制工事を実施し、その工事の一部をなすものとして、Yが区分所有権を有する駐車場の壁面塗装工事を実施した。XはYに対し、事務管理、不当利得に基づき、本件工事費用の一部の支払いを求めた。Yは、コンクリート劣化抑制工事について二つの工法が存在することや、その作業内容、効果の違い、各工法を選択した場合それぞれにおけるYの利害の存否、大小等は全く知らされておらず、本件工事は最も本人の利益に適すべき方法によって行われたとはいえないし、民法697条2項の要件も充足せず、事務管理は成立しないと争った。

〔判旨〕 本件工事のうち、壁面塗装工事の実施は、Xが管理する共用部分である躯体部分のコンクリートの劣化を抑制するというXの事務の一面を有するとともに、Yが所有する本件駐車場の壁面を塗装し、これを改修、美化するという一面をも有し、その限りにおいて、Xは、Yのための事務を行ったものといえることができる。

③2東京地判平成26年5月7日LEX/DB 25519855

〔事実〕 Yは所有する土地上の建物につき、Aに賃貸した。その後Aからの転借人Xが同土地にある樹木の伐採費用等及び同土地内にある石積みの補修費用等を支出したとして、Yとの立替払合意による求償権又は事務管理による費用償還請求権に基づき支払を求めた。

〔判旨〕 Y A間の契約において、賃借人が本件建物の維持のみならず保全にかかる修繕費等の諸費用の全てを負担するとされており、少なくとも本件樹木伐採の費用負担の関係ではXとAとの実質的同一性があるといえるべきであるから、

Xがその義務に基づき行ったものとして、「義務なく他人のために」事務を行ったものということはできない。石積補修はその性質上、本件土地の改良行為にほかならないから、YA間にその費用負担の合意はなく、XはYのため、本件土地上にあり、土地所有者以外の者に危害を及ぼす危険のある石積等について、石積補修を行ったものと認められ、費用償還請求を行うことができる。

他人の物の保存行為・改良行為は、その性質上当然に他人に利益が帰属する客観的他人の事務となり、事実上「他人のためにする意思」が推定されると考えられている。他人の物であるという意識は「他人のためにする意思」にとって不可欠である。解除の効果が遡及することは、解除前に自己の物であると認識していたという事実には影響しない（②4判決）。しかし、それ以上に管理者の主観は探求されることなく「他人のためにする意思」が認められている。②6判決は、本人Xの所有物と認識しながらXの車両を自らの排他的支配下に置いたことによって、②1判決も本人Yが所有する駐車場の壁面が改修され、美化されるという利益の帰属によって「他人のためにする意思」を認定している⁷。②2判決でも特に説明もなく認定されている。

否定事案を見ると、他人の物であるという意識をもってはいるものの、②5事案は自社の製品が悪用される危険を防ぐという目的であった、③0事案は自身の食糧確保のためであったと主観的意図が認定されて、「他人のため」とは認められなかった。「自己のためにする意思」が優越していたと判断する基準は示されていない。②5事案では当該機器が盗まれないことに本人の利益もあると思われるが、どのように理解すればよいであろうか。一つには、②5は商法512条に基づく報酬請求の事案であるため、「客観的にみて」他人のために行為をしたことが必要であり、「客観的にみて」の要件を充たさなかったという可能性がある⁸。また、利益擁護意思説で「他人のためにする意思」を判断する場合も、この要件は否定されることになるのではないか。利益擁護意思説によれば、この要件は事務処理者の意識において誰の利益が行為の基準になっているかによって判定される。その意識は、事務処理の本人への通知や本人の指図を得る努力等管理者の義務の遵守を想起させるあらゆる事情が間接事実となって認定される⁹。この事案では、管理者Xは本人Yのマネージャーを代理人とする表見代理による寄託契約も主張しており、その成否にかかわる判示ではあるが、X自らYの代表者と連絡を取ることを試みることもしなかったと認定されていた。

逆に、利益擁護意思説に立つて、前記の「他人のためにする意思」肯定事案を見直すとどのようになるであろうか。②2の事案では、土地所有者以外の者に危害を及ぼす危険のある石積等について業者に補修が依頼されているため、補修行為は本件土地の所有者である本人の利益に調整されることなり、やはり「他

人のためにする意思」が認められることになるであろうか¹⁰。しかし、②⑥の事案におけるガソリンスタンド従業員の行為は、否定された②⑦②⑧判決と同様、自らの営業に支障のないようにすることを指針として行われた行為と見ることができる。ただ、効果ごとに要件設定する立場に立てば、この事案のように管理者の責任を問う場面では「他人のためにする意思」に多くを要求しない方が、本人にとって有利な結果となる可能性がある。⑪判決でも、工事自体がコンクリートの劣化抑制という目的に合わせて行われている以上、行為の基準がYの利益であったとは認めがたく、事務管理は不成立になり、判決と結論を異にする¹¹。したがって、②⑥や③①の事案の解決に事務管理制度が必要かどうかの判断は、「他人のためにする意思」要件の内容を決定するに当たり重要である。

金銭債務の弁済とは異なり、他人の物の保存行為・改良行為では、管理方法の本人の意思と利益への適合の有無が主要な争点となっている。④②⑨の2件では、民法697条に定められている「事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理をする」ことが、事務管理の成立要件となっている。④判決は、不十分な飼育の方法であったことを理由に、また、②⑨判決も本人の利益に適する方法を以て土地の耕作を始めたものとは認めがたいとして事務管理を否定した。一方、③①事案でも、本人Yは、本件工事は最も本人の利益に適すべき方法によって行われたとはいえない、民法697条2項の要件を充足しないという主張をしたが、判決は「本人のために不利なこと又は本人の意思に反することが初めから明らかでないこと」を成立要件として検討した。この点は、通説も「本人の意思ないし利益に反することが明らかでないこと」を要件としている。その根拠は民法697条に求められることもあるが、④判決のような民法697条の義務の要件化は、文言上の問題のみならず、事務管理の引受けではなく管理方法の本人の利益への適合を要求し、利益への適合そのものを要求する厳格さにおいても判例・通説によって採用されていない。さらに、④判決のように管理方法上の義務の遵守を成立要件とすれば、成立した事務管理が民法697条の義務違反となる事例が存在しなくなる。

とはいえ、このように管理方法の本人の利益への適合が事務管理の成立にあたって争われるのは、他人の物の保存・改良行為においては、管理方法も本人の利益に適うものでなければ本人に当然に利益が帰属するとはいいたいからである。④のような事案で、他人の物の管理から当然に「他人のためにする意思」を推定することにも多少の違和感がある。管理方法の本人の利益への適合自体を成立要件とすべきではないとしても、費用償還請求が行われる時点ではすでに事務管理は実施されているため、事務処理の本人への通知や本人の指図を得る努力等と同様、本人の利益に適すべき方法によって管理をする義務が尽くされていないことも、「他人のためにする意思」を否定する間接事実とするこ

とはできる。そうすると、管理方法の本人の利益への適合も「他人のためにする意思」を通じて間接的に成立要件の中に取り込まれることになる。

他方、管理者の損害賠償責任が争われた②⑥の事案では、他人の所有物との認識だけで簡単に「他人のためにする意思」を認定し、事務管理上の善管注意義務違反として責任を問う。本人側が事務管理を主張している以上、事務管理の引受けの本人の意思と利益への合致の要件は争点にならない。上記のとおり、事務管理の成立に管理方法の本人の意思と利益への適合まで要求すれば、民法697条の違反によって債務不履行責任が成立する余地はなくなり、不法行為責任の守備範囲となる¹²。利益擁護意思説をとる場合にも、②⑥の事案では不法行為責任となる可能性がある。その場合、本人の意思と利益という具体的基準を欠く不法行為責任を追及することは、本人にとって不利とも考えられる。しかし、本人の意思と利益という基準も本人の完全性利益の言い換えに過ぎないという理解¹³では、両者の注意義務のレベルに差があるわけではない。②⑥判決で事務管理者とされたYが、車両を引き取りに来た相手方の正当な権限の調査・確認義務を負い、義務を尽くしたと判断されたことにつき、意思と利益を基準とする明らかな特徴を見ることはできない。②⑦⑧判決は、不法行為責任の前提となる注意義務を判断しておらず、この3件から何かを言うことはできない。違いないことを出発点とすれば、管理者の責任を問う場面では「他人のためにする意思」に他人の権利領域への介入の認識以上のことを要求する必要はない。

3 相続財産の管理行為

相続財産の管理には他人の債務の弁済、保存行為、改良行為、処分行為が含まれており、上記のそれぞれの特色を備えているが、共同相続に関連する費用を事務管理で請求する事案としての共通性を横断的に見るため、まとめて取り上げることにする。

③最判平成18年7月14日判時1946号45頁

〔事実〕 亡Aの妻Bが意思無能力であったため、ABの子であるCがBの相続税について申告し、B名義で借り入れた金員をもってBの相続税を納付した。Bが死亡し、Bの子Yらを含む11名が相続した。その後Cが死亡し、Xが本件納付にかかる債権を相続したとして、Yらに対し、本件納付にかかる相続税の11分の1ずつの支払いを求め、委任契約、予備的に事務管理に基づく費用償還請求を行った。

〔判旨〕（相続税法27条1項の解釈）「意思無能力者であっても、納付すべき相続税額がある以上、法定代理人又は後見人の有無にかかわらず、申告書の提出義務は発生しているというべきであって、法定代理人又は後見人がないときは、

その期限が到来しないというにすぎない」。「相続税法 35 条 2 項 1 号は、申告書の提出期限とかかわりなく、被相続人が死亡した日の翌日から 6 か月を経過すれば税務署長は相続税額の決定をすることができる旨を定めたものと解すべきであり、同号は、意思無能力者に対しても適用されるというべきである」。そうすると、本件申告に基づく本件納付が B の利益にかなうものではなかったということとはできず、X の事務管理に基づく費用償還請求を直ちに否定することはできない。

③④最判平成 22 年 1 月 19 日判時 2070 号 51 頁

〔事実〕 X が、共有不動産から生じる賃料を Y が単独で取得したとして不当利得返還請求したのに対し、Y が X に帰属する部分を含め Y の不動産所得にかかる収入金額に計上して所得税の確定申告をし、過大に支払ったことは事務管理に当たるとして費用償還請求をした。

〔判旨〕 過大に納付した所得税の申告納付は自己の事務であるから、他人のために事務を管理したということとはできず、事務管理は成立しないとされた。

③⑤東京地判平成 24 年 3 月 22 日 LEX/DB 25493113

〔事実〕 A の相続人である X が A の所有地の管理を行っていた共同相続人 Y に対して、Y が受領した地代、更新料、駐車場代金等を請求したのに対し、Y は本件土地の賃貸管理を行い、賃借人との交渉や裁判、納税事務等を行ってきたとして、委任契約又は事務管理に基づき不動産管理報酬を請求した。

〔判旨〕 Y は本件土地の賃料収入で生計を維持していたとは認められないから、Y は A との委任契約に基づき、A の死亡後は、共同相続した他の兄弟らのための事務管理として賃貸管理を続けたものと認められる。Y が返還すべき地代及び更新料等から、Y が X に費用償還請求できる弁護士費用等の経費及び借地権消滅のための競売代金、借地権取得代金が控除される。残額の 10% は管理経費として支出したものであって法律上の原因なく利益を受けたものではないが、残り 90% については、本件土地に他の相続人の持分があることを知りながら地代を受領して利益を受け、これにより X らに対し損失を及ぼしたことになるから、民法 704 条に基づき、不当利得として X らの持ち分に相当する地代と利息を支払うべき義務がある。

③⑥東京地裁平成 25 年 4 月 19 日 LEX/DB 25512420

〔事実〕 A の相続人 X が、相続債務を代わりに支払ったとして共同相続人 Y に対し、事務管理に基づく費用償還請求権又は不当利得返還請求権に基づき支払いを求めた。

[判旨] XはYのために有益な費用の支出として本件銀行への支払を行ったものである。そして、Yにその支払の意思がなかったとしても、そのことがXにとって明瞭であったと認めるに足りず、Yは本件銀行への分割金の支払義務を免れているのだから、その全額がYの現存利益であると認められる。XはYに対し事務管理に基づき費用償還請求権を有し、また、YはXの損失によって利益を得ているから、不当利得返還請求権も有する。

㊸東京地判平成 25 年 5 月 30 日 LEX/DB 25513083

[事実] Xが、Xの姉Y1及び弟Y2に対し、XYらの母Aの遺産である土地に関して、Xが納付した固定資産税・都市計画税相当額について、不当利得返還請求又は事務管理に基づく費用償還請求した。

[判旨] XはYらとの間で、遺産分割前の本件土地について使用借権を有し、Xは通常の必要費として固定資産税等を負担すべき義務を負っているから、Xによる本件土地の固定資産税等の支払は、義務なく他人のために事務を管理したことによって有益費を支払ったものとは認められない。

㊹東京地判平成 26 年 5 月 27 日 LEX/DB 25519797

[事実] 共同相続人の1人であるXが、相続財産である不動産の植木剪定費用、被相続人の後見開始申立て事件に関する費用、祭祀承継申立て費用、墓所管理費用等を事務管理に基づき他の相続人であるYらに請求した。

[判旨] 植木剪定費用は、相続財産の管理に要した費用であり、共有の規定に従い、各共有者がその持分に応じて負担すべき費用として、Yらに対し、その共有持分に応じた費用の償還を求めることができる。後見開始申立て、祭祀承継申立ては、Xの意思及び判断によるもので、Yらにおいて申立て義務を負うものではない。各審判当時、審判の手続き費用は特に負担者を定めた場合を除き、申立人の負担と定められており、これらの申立て費用は、「義務なく他人のために」負担した費用と認めることはできない。また、墓所管理費用についても、Xが自ら祭祀承継者としての地位を有することを前提に自らの意思に基づいて行ったものであるから、事務管理に基づく請求は理由がない。

㊺東京地判平成 27 年 7 月 14 日 LEX/DB 25531171

[事実] Aは病院を経営し、その経営母体である医療法人Bの理事長を務めていた。Aの三男Cが死亡し、AはCの本件不動産を相続した。その後Aが死亡し、Aの長男Xは遺産共有状態にある本件不動産の賃料を次男Yが不当に利得しているとして返還を求めた。これに対し、Yは不動産賃貸に要する経費分は利得がない、また、相続に関する諸手続きに関する包括的委任又は事務管理に

基づく費用償還請求権を自働債権として同賃料返還請求権と相殺すると主張した。

〔判旨〕 本件不動産に関する必要経費については、Yが相続当初、生前贈与により本件不動産は自己に帰属する旨主張していたために、Xの委任も、Xのためにする意思も認められない。しかし、合理性の認められるものについては不当利得返還請求権を有する。Aの相続債務のX負担部分のYによる立替払いの他、Aの相続債務の調査及びAが連帯保証債務を負うB法人の経営問題に対応した会計事務所への業務報酬、X Yが締結したB法人の経営承継契約上X Yが共同して弁済することとなった債務、同経営承継契約実現のために必要な費用、司法書士に対する本件不動産の登記費用については事務管理に該当する¹⁴。

④東京地裁平成 27 年 8 月 14 日 LEX/DB 25534162

〔事実〕 Xは、交通事故で死亡した子Aの治療費を始めとする各種相続債務の立替払いをし、XとY（Aの子）とが共有するに至ったマンションの管理費、内装工事費等を負担したとして、不当利得に基づき治療費等の立替金の支払を、民法 253 条 1 項、不当利得又は事務管理に基づき、マンション管理費・光熱水費・通信費、改装費用及び残置物処分費用等の支払いを求めた。

〔判旨〕 治療費については争いがない。インターネット使用料等の相続債務、相続開始後のインターネット使用料、電気料金等の本件マンションの管理の費用（民法 253 条 1 項）についてYは2分の1の支払い義務を負う。Xは本件マンションの売却のためには改装が必要であったと主張するが、本件マンションは、当時、新築から3年も経過しておらず、Xが供述する本件建物の損傷、変色が売却に支障を来す程度であったことを認めるに足りる証拠はないから、管理の費用に当たるとはいえない。Yに利得が生じたとも認められず、Yのための事務管理に当たるともいえない。

④東京地裁平成 27 年 9 月 3 日 LEX/DB 25531304

〔事実〕 Xは不動産の販売・賃貸借及び仲介・管理を目的とする一人会社である。Xの代表者Aの父であり、Yの夫であるBが死亡し、Bの所有するマンションをYが相続した。XはYに対しマンションの管理委託契約に基づき管理委託手数料等の支払いを求め、予備的に、事務管理又は商人の報酬請求権に基づき同額の支払いを求めた。

〔判旨〕 管理委託契約はBの死亡により終了した。X主張の管理業務の実態は、Bの相続人であるAが、Bの遺産である本件マンションに居住し、その管理をBの生前と同様に行ったことにほかならず、遺産の管理費用として、他の相続人に対し清算を求めるべきものであって、法人たるXが事務管理又は商人の報

事務管理における「他人のためにする意思」要件の意義（2）（塩原真理子）

酬請求権として、他の相続人であるYに対し請求できるものではない。

④東京地裁平成 27 年 9 月 29 日 LEX/DB 25531384

〔事実〕 Xが姉Yに対し、父母の生前又は死後に入院、介護、葬儀、法事等の費用を、父の生前に不動産の維持管理等に関する費用を、父の死後に遺産の維持管理に関する費用等を支払ったとしてYに事務管理、不当利得、民法 253 条又は約定に基づき支払いを求めた。

〔判旨〕 入院、介護のための費用については消滅時効が完成。YはXとともに葬儀を主宰する側にあったと評価することができるから、葬儀、法事等の費用については不当利得が成立する。被相続人の金融機関に対する残債務については、XがYの相続した債務について弁済したから不当利得が成立する。遺産である不動産の維持管理費用のうち相続財産から支弁されなかったもの（土地改良区賦課金、プロパンガス代金、自治会費）については、相続人ら固有の債務として、Yは民法 253 条に基づき持分に応じて負担すべきである。

④東京地判平成 27 年 10 月 2 日 LEX/DB 25531644

〔事実〕 Aの相続人であるXが、Aの遺産にかかる相続税を同遺産中の土地の物納によって納税した際、物納に要する土地の測量工事費用等を支出したとして、共同相続人Yに対し、合意に基づき、予備的に、事務管理の費用償還請求権に基づき、支出額の半額の支払いを請求した。

〔判旨〕 事務管理の「他人のための他人の事務」の要件については、自己のための意思及び事務が併存しても、事務管理の成立を妨げない。XはYからの委任を受けないまま、X及びYの双方の事務として、物納申請の許可を得るため税務署から指示された測量工事等を実施したものであるから、Yのために同人の事務を行ったものと評価できる。

④東京地判平成 28 年 7 月 26 日 LEX/DB 25536790

〔事実〕 Xは、Yの父Aの遺産を自宅に持ち帰り、相続人を調査するとともに、Aの口座から預金を引き出すために必要な戸籍等の調査を行った上で、相続人であるYに引き渡したとして、Yに対し、Y又はAとの間の準委任契約に基づき、予備的に、事務管理又は不当利得に基づき、航空機代並びに戸籍謄本及び除籍の取り寄せ費用を請求した。

〔判旨〕 本件遺産を保管した上でYに引き渡すことは、Xの事務ではなく、Yの事務というべきである。また、自ら積極的にAの遺品を整理したいという意図がXにあったとしても、そのことにかかわらず、本件遺産の所有者であるYのためにする意思があったと認められる。仮にXが本件遺産を取得したり破棄し

たりすることができないため、やむを得ず相続人を調査したのであって、積極的にYのためにするという意図で行ったものでなかったとしても、当該調査は、正に所有者に保管物を引き渡すためのものであることに鑑みれば、他人の利益を図る意思が認められる¹⁵⁾。

④東京地裁平成 29 年 1 月 27 日 LEX/DB 25538936

〔事実〕 A の相続人 X が、共同相続人 Y に対し、遺産である共有土地の賃料の全部を Y が取得しているとして、不当利得に基づき賃料収入の 2 分の 1 の支払いを求めた。これに対し、Y は同土地の賃貸に要する必要経費分の控除を主張した。

〔判旨〕 不動産の賃料収入を得る上での必要経費は、X と Y が 2 分の 1 ずつ負担すべきであり（民法 253 条）、賃料から支出した固定資産税・都市計画税の 2 分の 1 については、Y の不当利得は発生しない。また、本件訴訟提起時までに、X が、Y に対し、本件不動産の管理を止めるように申し入れたような形跡はなく、Y は、A の遺産である本件不動産を管理し、管理に要する費用として必要経費を支出するなどしていたので、訴訟提起時までにについては、X のための事務管理となるというべきである。そして、Y による事務管理が継続している間については、本件不動産にかかる賃料から必要経費を差し引いた残額の 2 分の 1 についても、Y が法律上の原因なくそれを利得しているとはいえないから、民法 704 条所定の利息の支払い義務を負わない。

④東京地判平成 29 年 3 月 2 日 LEX/DB 25552963

〔事実〕 A の相続人 X が共同相続人 Y に対し、A に対する債務の弁済を求めた。Y は A からの贈与であると争うとともに、A の死亡に関して発生した各費用について、相続人ら全員で負担する旨の黙示の合意があった、仮にそうでないとしても Y は喪主の地位にあったわけでもないから事務管理に該当するとして、費用償還請求権との相殺を主張した。

〔判旨〕 亡 A の葬儀は Y を喪主として執り行われ、葬儀費用については、特段の合意がないときは、葬儀を主催した喪主が負担すべきであり、Y の支出行為は「他人の事務」ということができない。医療費の支払や市県民税、N T T 料金は A の債務であって法定相続分で相続すべきものであるから、Y の支出行為は事務管理に当たるといえることができる。

④東京地裁平成 29 年 6 月 21 日 LEX/DB 25555162

〔事実〕 A B 夫婦の長男 X が、三女 Y に対し、不当利得に基づき、X が A の死後に立て替えて支払った A の債務、葬儀費用及び相続人全員の利益のために支出

した手続き費用等について、Yの法定相続分の割合に応じて支払いを求めた。
[判旨] 入院費、所得税についてはAの相続債務として相続割合での清算を求めることができる。葬儀費用は、別段の合意がない限り、喪主として葬儀を主催し挙行了た者が負担すべき費用であって、相続人が当然に相続割合に応じて負担すべき費用であるとはいえず、XのYに対する葬儀費用の分担請求は理由がない。XによるAの成年後見人選任手続開始の申立ては、直接的にはYに対し（Bの相続にあたり）遺留分減殺請求をするためであったと認められるが、被相続人が事理弁識能力を欠くに至った場合において、成年後見開始の申立てをすることは、被相続人の財産の保全のために行うものと推認すべきであり、このことは、相続人の一人に対し遺留分減殺請求をすることが目的の一つになっていたとしても変わるところはない。したがって、Aに対し事務管理費用として請求できるから、Yに対し相続割合に応じた負担を求めることができる。

④東京地裁平成 29 年 12 月 21 日 LEX/DB 25551169

[事実] Xは父Aの看護付き添いのために支出した費用、葬儀費用につき、Aとの準委任契約に基づき、予備的に事務管理に基づきAが費用償還債務を負担したとし、共同相続人Yに対し、法定相続分相当額の支払いを求めた。Aの葬儀費用については、Yの不当利得であるとの主張も行っている。

[判旨] 看護付き添いに関してXが支出した費用のうち、病院支払費用や入院用品費用等についてはAの費用償還債務となり、相続の対象となる。新幹線代、電車・バス代、タクシー代、宿泊費等は、親族間で想定される看護又は扶養の範囲を超えた特別のものとまで認めることはできず、他人の事務を義務なく行ったということではできない。葬儀費用については、XとAの間で委任契約が締結され、Aが死亡しても委任契約が終了しない趣旨を含むものといえるから、Aは費用償還債務を負担し、Yはそのうち2分の1を相続した。

16 件のうち 14 件¹⁶⁾は共同相続人間の事務管理の事案である。共同相続人の一人による共同相続財産の管理は自己の事務でもあるが他人の事務でもあり「他人のためにする意思」が退けられることはない。また、裁判例中、③⑤、③⑨、④①、④④、④⑤、④⑧では、管理者は被相続人又は共同相続人との委任契約を主張し、予備的に事務管理を主張している。つまり、管理者は契約上の義務を履行したと主張しているが、このことも「他人のためにする意思」の妨げになっていない。むしろ、委任が成立しない場合には、当然に事務管理の検討に移行している。

ここでの請求内容はすべて費用償還請求であり、請求が認められるか否かは、法律構成はともかく、当該事務が他の共同相続人の義務か否かにより、ある程度定型的に判断されているといつてよい。

まず、葬儀費用の支払いは一一般的に喪主の義務とされていることから、事務管理を主張する者が喪主である場合、自己の義務とされ事務管理は成立しない(46、47)。

被相続人の借入金(36、39、42)、生前の医療費・入院費・介護費(40、42、46、47、48)、未払いの税金(46、47)や通信費(40、46)等の被相続人の残債務は共同相続人に承継されるため、立替えた相続人は他の共同相続人に請求することができる。ただし、請求権の根拠を不当利得とするもの(42、47)、事務管理、不当利得どちらも成立するとするものもある(36)。生前の医療費等については、1(3)を踏まえれば、扶養義務の順序、程度について協議が整い、生前、自らの扶養義務の範囲として請求が認められなかったであろう限りで、相続債務の立替え払いにも当たらないこととなる。

相続税の申告・納付も共同相続人たる他人の債務の弁済にあたり、最高裁も申告・納税義務が既発生であれば事務管理となることを当然としつつ、本人の利益への適合要件の充足をめぐって、意思無能力者の相続税の申告・納付義務の発生時期という相続税法上の解釈問題を扱っている(33)。相続税の支払いそのものでなく、相続税物納のために税務署からの指示で行われた測量工事の費用も本人の事務に分類される(43)。

以上の共同相続人の金銭債務の弁済については、前記の1(1)と同様、不当利得でも返還請求できるという意味で「他人のためにする意思」は厳密に問われない。

次に、遺産分割前の不動産の維持管理費用について、共同相続人は共有物の管理費用として支払義務を負う。その費用の立替えを事務管理として請求する事案も見られる。庭木の剪定が事務管理(38)で、マンションのインターネット使用料、電気料金(40)、土地改良区賦課金、プロパンガス代、自治会費(42)が民法253条でそれぞれ認められている。これらの費用の請求が認められるか否かは、その支出の必要性、合理性にかかっており、本人の意思や利益への適合では判断されない。

遺産である不動産が相続人によって賃貸管理されている場合、他の相続人から管理者たる相続人に対する賃料相当額の不当利得返還請求訴訟が起こされ、管理者側は利得からの管理費用の控除又は費用償還請求権での相殺を主張し対抗している。固定資産税等が不当利得として相殺処理され(39)、あるいは民法253条に基づいて負担すべき費用として、賃料の不当利得額から控除される(34)の原審、45)。しかし、借地との直接の対応関係がないとして地代や更新料からの固定資産税の控除は認めないものもある(35)。その他に、損害保険料、修繕費、不動産管理会社へ支払う管理費が不当利得(39)で、賃借人との交渉や裁判にかかった弁護士費用、不動産賃貸管理の管理委託手数料相当の経費が事務

管理（㉕）で認められている。これらとは異なり、最高裁㉔判決は、共有不動産からの賃料収入に基づく所得税及び市県民税の納付について事務管理を否定した。制度上、管理者Xが賃料収入を自己の収入として申告しても、本人Yに納税義務が発生しないということから結論が導かれている。所得税は不動産の管理にかかる経費とはいえないであろう¹⁷から、上記のような費用とは異なり民法 253 条によってYに義務付けられるものではない。事務処理者が賃料を本人に返還しても、本人が本来納付すべきだった所得税分について納税を免れるとすれば、事務処理者の納付した所得税額の一部は実質的にそれに当たるといふ実体はあるが、Xの所得税納税によってYが納税義務を免れるわけではなければ、Yの事務を処理したことにはならないという点は、1（4）の不法行為被害者に対する治療費等の支出の場合と同じである。

最高裁㉔事案ではXが自己の賃料収入として所得税申告している時点で、「他人のためにする意思」は認められず、この要件を通じても事務管理は否定されただであろう¹⁸。動機説、利益擁護意思説の基準でも当然認められない。しかし、相続財産たる不動産の賃貸管理の事案でも「他人のためにする意思」はほとんど機能していない。唯一㉑判決では、不動産の管理者が生前贈与により当該相続不動産は自己に帰属する旨主張していたということから、「他人のためにする意思」を否定し、意識的に不当利得が選ばれている。ところが、これと同一当事者間における別事件（㉕）では、管理者Yが生前贈与を主張していたことを問題とせず、本人Xが管理を止めるように申し入れた形跡はない中で、Yが管理をし、管理に要する必要経費を支出していたという事実から、少なくともXのための事務管理となるというべきであるとした。さらに、㉕判決では、管理者が相続不動産の賃料収入で生計を維持していたとは認められないという理由で事務管理と認定した。共有不動産の賃料を共有者の1人が受領し、他の共有者に引き渡されることなく長い年月が経過している場合、管理者の主観としての「他人のためにする意思」の存在は疑わしい。しかし、管理費用の請求だけについて言えば、「他人のためにする意思」の有無にかかわらず、管理者は共有の規定や不当利得の規定によっても請求可能であるため、不当な結果に至るわけではない。

このように他の法律構成によっても費用の請求が可能な事案において、事務管理を認める意味を若干㉕判決に見ることができる。㉑判決では、事務管理に当たらないとされた管理者Yは賃料につき悪意の利得者として相殺処理後の金額の利息をも負担することになった。一方、㉕判決は、賃料の利得から民法 253 条の費用として管理経費を控除しつつ、あえて事務管理も認め、不当利得返還請求訴訟提起までの賃料の受領を法律上の原因のない利得とせず、利息の返還を免れさせるという効果を付与した。もともと、㉕判決はこれとは異なり、事

務管理が成立するとしながら賃料については最後の受領の時から管理者を悪意の利得者とし、利息の返還を命じている¹⁹。本来事務管理は賃料受領の法律上の原因となり、事務管理の終了時まで不当利得を排するはずであるが、この判決は、他の相続人の持分があることを知りながら地代を受領して利益を受けたとして他人の物の認識を悪意の認定に使用している。この判決によれば、他人の物と認識した上での管理によって推定される「他人のためにする意思」は管理経費の償還という効果を引き出すが、受取物を保持する権限を付与するには十分ではないということになる。この判決は、個別の効果に応じた要件設定の可能性を示唆している。

以上のとおり、他の共同相続人に支払義務がある費用については、費用償還請求が認められる。それ故、通常は民法 253 条に基づき費用請求が認められる費目であっても、本人と被相続人、被相続人の死亡後については他の相続人らとの間に使用貸借契約がある場合には、修繕費や固定資産税の支払いは当該契約上使用借人たる管理者の義務となるため、管理者は費用償還請求できないという帰結になる (③⑦)。

被相続人に対する事務管理の成否が争われ、相続債務になるか否かについて判断が分かれているのが、③⑧と④⑦判決である。③⑧判決では、被相続人の後見開始申立て費用について、審判当時、審判手続き費用の負担者が申立人と定められていたことから形式的に申立人の事務とされた。確かに、後見開始の申立ては被相続人や他の共同相続人の義務というわけではない。他方、④⑦判決では、後見人選任申立ての目的の一つが、申立人自らが遺留分減殺請求を行使するためであっても、本人が事理弁識能力を欠くに至った場合には本人の財産保全のための行為であるとして本人のための事務管理を成立させている。この両事件で後見開始の審判が行われたのは家事事件手続法の制定以前であり、現行の家事事件手続法 28 条 1 項では、審判費用は各自の負担とすると規定されている。したがって、現行法上も申立事件では原則申立人が費用を負担することになるが、2 項では負担すべき者以外の者に負担させることもできるとし、実務上、手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用は本人負担とされるのが一般的とされている²⁰。この改正の趣旨を見ると、旧家事審判法 7 条が準用する旧非訟法 26 条では申立人負担の原則が定められていたところ、手続費用の償還の問題が生じない規律とするのが相当であること、また、必ずしも申立人自らの利益のためにされるとは限らないことを考慮したとある²¹。そうであるならば、旧法下でも上申により後見開始の審判で費用負担者を本人とすることは可能ではあったものの、本人の資力等を考慮し本人負担が認められなかったとしても、申立人を最終負担者と判断するものではなく、事務管理規定を排除する必要はなかったと思われる²²。④⑦事案では、動機説が採

用されていたなら「他人のためにする意思」を認めることはできなかったであろうから、事務管理による場合には、本人の財産保全という後見開始申立ての客観的目的方向によって「他人のためにする意思」を判断する必要がある。

関連して下に引用する④9判決は、未成年者Yのために伯父XがYの母の財産管理権喪失宣告の申立てを行い、Yに費用償還請求した事件である。この事件では、家庭裁判所が申立てを容れ親権者の財産管理権喪失を宣告し、その結果未成年の子の財産が保全されたような場合においては、未成年の子に対し事務管理の規定を類推適用して費用の償還を請求することができるとしている。この判決のように、通常的事務管理の要件と異なり、実際に成果を上げたことを要件に加えて事務管理を認める判断は、次の4のマンションの管理にかかる裁判例でも見られる²³。成果まで必要とすべきであろうか。成果を要件とする場合、不当利得による返還請求を選択することもできるという点で、「他人のためにする意思」要件の内容は軽くなる。

最後に、相続人以外の者が事務を処理した場合も、相続財産の保管は相続人の事務であることが決定的であり、「他人のためにする意思」は当然に認められる。管理者の被相続人の遺品を整理したいというような意図は徹底的な動機説を採らない限り、「他人のためにする意思」に影響を及ぼさない（④4）。

④9高松高判昭和31年12月4日下民集7巻12号3546頁

〔事実〕 Yの伯父であるXが、未成年者であったYの財産を保全するために、Yの母の管理権喪失宣告の申立てを行い、Yに対し、手続きに要した費用とこれに関連した費用につき、事務管理又は不当利得に基づき支払いを求めた。

〔判旨〕 未成年の子の財産を保全する必要上子の親族が家庭裁判所に対し管理権喪失宣告の申立てをなし、家庭裁判所において右申立てを容れ親権者の財産管理権喪失を宣告し、その結果未成年の子の財産が保全されたような場合においては、右申立てをした親族は当該未成年の子に対し事務管理の規定を類推適用して費用の償還を請求することができる。ただし、Xの申立てた管理権喪失宣告事件は家庭裁判所において管理権喪失をなすに至らずして終了したのみならず、Xはかかる管理権喪失宣告申立の手続きをなす必要もなかったため、費用の償還を請求することはできない。

4 マンションの管理行為

不動産の賃貸管理行為については、相続財産たる不動産の賃貸管理で現れた行為の他に、以下のような事案で事務管理の成否が争われた。

⑤0横浜地判平成21年4月15日LEX/DB 25463507

〔事実〕 マンションの管理組合 Y の組合員 X らが、管理組合理事等の解任請求権を保全するために理事等の職務執行停止、職務代行者を選任する旨の仮処分決定を得、職務代行者の報酬を立替払いしたとして、Y に対して事務管理による費用償還請求権又は不当利得返還請求権に基づき報酬額の支払いを求めた。

〔判旨〕 X の自己の権利として認められる理事等の解任請求権を保全するための行為であるから「他人のために事務の管理を始めた者」に該当しないし、Y が職務代行者に対して委任及び準委任契約に基づく報酬支払義務を負担するものではないから「義務なく他人の事務」を負担したものともしえない。また、本来、本件仮処分において裁判所が選任する職務代行者の報酬及び費用は、民事訴訟費用等に関する法律 2 条 15 号により、最終的には、訴訟費用として、原則として本案訴訟における敗訴当事者が負担することになるものであって、当然に Y が負担することになるものでもないから、本案訴訟において X らの権利の存在が確定していない本件において、当然に Y に「利得」が存在するものということはできない。

㊦東京地判平成 26 年 8 月 19 日 LEX/DB 25521016

〔事実〕 共同住宅の所有権及び賃貸人の地位を A から相続した X は、賃借人の 1 人である Y1 が賃料を支払わないとして、賃貸借契約及びその終了に基づき、建物の明渡し、未払賃料及び賃料相当損害金の支払を求め、その同居人である Y2 に対し、所有権に基づき、建物の明渡し及び賃料相当損害金の支払を求めるとともに、Y2 が管理委託契約（準委任契約）又は事務管理に基づき他の貸室の賃料、他の貸室の賃貸借契約書、鍵及び A の印鑑を受け取っているとして引渡しを求めた。

〔判旨〕 Y2 が行っていた管理行為は、その行すべき行為（義務）の範囲が当事者間において明確にされておらず、むしろ、そのときどきの状況において Y2 が必要と感じたことを自発的に行っていたというのとどまり、それをしなかったからといって A から債務不履行責任を問われるようなものではなかったことが窺われ、委任というよりは、事務管理（義務なく他人のために事務の管理を始めた者）に基づくものと評価するのが合理的である。そして、事務管理は終了したと認められるから、X の引渡請求は理由がある。

㊧東京地判平成 28 年 10 月 13 日 LEX/DB 25538013

〔事実〕 マンションの区分所有者 X が、区分所有法 25 条 2 項に基づく管理者解任請求訴訟を提起し、これに勝訴したとして、他の区分所有者である Y らに対し、事務管理に基づく有益費の償還として、弁護士報酬の分担を求めた。

〔判旨〕 管理者解任請求訴訟の遂行には、自己のためにする意思も少なからず

存在するはずであるが、不正な行為等のある管理者を解任することは管理組合の利益にもなるため、管理者解任請求訴訟が管理者に対する嫌がらせの目的で提起された不当訴訟であるなどの特段の事情のない限り、本人である管理組合のためにする意思も併存している。不正な行為等のある管理者を解任することは管理組合の合理的意思及び利益に合致するため、特段の事情のない限り、その遂行が本人である管理組合の意思又は利益に反することが明らかであるとはいえない。よって、Xらが別件訴訟を提起して勝訴したことにより、本件管理組合を本人として事務管理が成立する²⁴。

㊦判決は管理者に対する受取物引渡請求の事案で、相続人による不動産賃貸管理の場合と同様、管理者Yは受け取った賃料を返還する意思をもっていたのか疑問であるが、「他人のためにする意思」が認定されている。受取物引渡の事案では、「他人のためにする意思」を厳格に要求せず事務管理を成立させた方が本人にとって都合がよい。また、不当利得返還請求、所有権に基づく返還請求によって同様の結果が得られるという意味でも、他人の物の認識以上のものは要求されていない。

㊦と㊦判決は同種の事案であるが、結論を異にする。㊦事案は区分所有者が管理組合理事等の解任請求権保全の仮処分で選任された職務代行者に支払った報酬を管理組合に請求し、㊦事案は理事の解任請求訴訟に要した弁護士費用を他の区分所有者に請求した。解任請求権が各区分所有者の権利であることに変わりはないため、自己の権利として認められる解任請求権を保全するための行為は事務管理にあたらない、職務代行者に対する報酬の支払いは管理組合の義務ではないので他人の事務ではないという㊦判決の論法では、㊦の事案でも解任請求権の行使は自らの事務ということになるであろう。㊦判決は、解任請求訴訟が誰の事務かではなく、不正な行為等のある管理者を解任することは管理組合の利益にもなるという理由で「他人のためにする意思」を認め、事務管理を成立させた。事案の違いに着目すると、㊦判決の事案では、別訴で管理者に不正な行為があったことが認定され、他の区分所有者らにとって利益となる行為であったことが確認されている。これに対し、㊦判決は仮処分のケースであり、解任請求の当否は確定していない。㊦判決のいうとおり、解任請求権は区分所有者各自の権利であり、権利を行使するか否かは各自の判断に委ねられる。しかし、㊦判決自身、本案訴訟で管理者の不正行為が認定されたならば、管理組合に「利得」が生じることを否定していない。そうであれば、㊦判決のように勝訴した場合に限定すれば、「他人のためにする意思」を厳格に問わずに費用の償還請求をしても不当な結果にはならない。成果に事務管理の成否を結び付けるとすれば、事務処理者の意思決定による申立てが奏功した限りで事務管理

を成立させる^{④9}判決と同じ枠組みの判断ということになる。不当利得の他にそのような事務管理は必要か。

5 権利付与行為

⑤静岡地裁浜松支判平成9年3月24日判時1611号127頁

〔事実〕 Yの従業員であったAが死亡し、団体生命保険契約に基づきYが受け取った保険金をAの遺族XがY A間の労働契約に基づき、予備的に事務管理又は準事務管理に基づき引渡請求した。

〔判旨〕 本件の団体保険契約は、商法674条1項本文の被保険者の同意がなく無効であり、Xらの請求には理由がない。Yが、本件団体定期保険契約を締結したのは、保険金の一部を従業員への弔慰金にあてるためであるほか、労災事故に備え、企業の逸失利益を補うこと、従業員全体の福利厚生に当てること、その他さまざまな目的をもってしたことであると認められる。右目的が正当なものであるか否かはともかく、純粋に従業員の遺族に対する保障のみを目的とするものではないのであれば、少なくとも右契約締結の事務は、保険契約者であり保険金の受取人であるYの事務である。

事務の他人性は、事務処理の結果が他人に帰属することにより判断されるとすると、本件では使用者Yによる保険契約の締結と保険料支払いの結果、Yに保険金が帰属するという点で客観的にAあるいはXの事務とはいいいがたい。そのためそこから「他人のためにする意思」を推定することもできない。規範的要件としての他人の事務処理意図を唱えるベルクマンの見解によっても、Yを受取人とする保険契約締結という行為の客観的な目的方向はYの利益にあるということになるであろう。「他人のためにする意思」を認めるためには、もう一步踏み込んで、団体定期保険契約の本来の趣旨から客観的に管理者の意思を認定することが必要となる²⁵。しかし、上記のようなYの実際の意思が明らかになっているにもかかわらず、受領者の信頼への配慮を必要としない「他人のためにする意思」を正当な意味で解釈する手法を採用すれば他の事案での同要件の認定にも大きく影響する。この事案で利益の吐き出し効果を導く便法として事務管理を利用するなら、「他人のためにする意思」を必要としない準事務管理の方が適当かもしれない。

使用者の団体定期保険契約の締結が他人の事務であるとしても、⑤事案のように被保険者の同意がない契約が無効であることを前提とすると、Yが受取った保険金については保険会社への返還義務があり、Xは受取物の引渡請求をすることができない。そこで、Xの同意の不存在をYの「他人のためにする意思」で補うとすれば、被保険者の同意のない契約を無効とする規定の趣旨を潜脱す

ることにならないかという問題が生じる。この点は、団体定期保険が制度趣旨に則って運用されているのであれば、賭博保険のおそれがなく、被保険者の同意がなくともよいという見解²⁶を採用する場合と共通する問題である。事務管理を遺族への保険金支給の制度的な保障とすることによって、遺族が保険金を請求する限り、使用者の不労利得を避けることはできるが、契約時の実際の目的を不問にしてよいか慎重に検討したい。

註

¹ LEX/DB で平成 30 年 3 月までの期間設定で検出された事件を扱うが、この期間に公表された裁判例を網羅しているものではない。

² 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為（現代法律学全集）上」（1981 年）10 頁以下、谷口知平・甲斐道太郎編「新版注釈民法（18）」〔高木多喜男〕（復刊版 2010 年）147 頁以下、窪田充見編「新注釈民法（15）」〔平田健治〕（2017 年）22 頁以下。

³ 前掲註（2）「新版注釈民法（18）」〔高木多喜男〕166 頁。

⁴ ハインツは、贈与意思の有無にかかわらず本人の直接訴権を発生させるため、「他人のためにする意思」として費用償還請求する意思は不要という。本稿第 2 章 102(35) 頁。

⁵ 平田健治「判批」リマークス 39 号 34 頁、35 頁。

⁶ 平田・前掲註（5）37 頁は、廃棄物処理業者の意思ないし利益に対する考慮は、廃棄物処理法が規定する諸手続きによってすでに尽くされていたとすれば十分であったとする。

⁷ 清水恵介「判批」判評 565 号 22 頁（判時 1915 号 184 頁）26 頁は、本件駐車場の壁面や塗装工事により壁面に付着した塗料は、それ自体マンションの躯体の一部をなし、共用部分を構成するものと評価できるとして、本件工事を他人の事務とする点を問題視している。

⁸ 拙稿「有益的事務管理に基づく報酬請求権」東海法学 53 号 88(1) 頁、(47) 頁以下参照。商法 512 条の報酬請求の要件としての「客観的にみて」とは、相手方にとって「他人のため」であることが認識可能であることまでを要求することも考えられる。

⁹ Heinz, Die echte Geschäftsführung ohne Auftrag, S. 220f.

¹⁰ ハインツは、旅行中の居住者の部屋の水道管破裂の例で、隣人が自らの家具を守るために修理を頼んだとしても、配管工が専門家として修理を頼まれることによって、具体的な措置は、水道管に発生した破損の除去に向けられることになるから他人の事務処理意思が認められるとする。Heinz, a. a. O. (9) S. 196.

¹¹ 清水恵介・前掲註（7）25 頁。

¹² もっとも事務管理開始時点での管理方法だけを成立要件とすれば、その後の管理方法の義務違反は債務不履行となる。

¹³ Loyal, Die entgeltliche Geschäftsführung ohne Auftrag, S. 252ff. 本稿

(1) 第2章(33)頁以下。

¹⁴ ただし、会計事務所に対する業務報酬及び立替旅費についてはXの委任が認められている。仮に認められないとしても、事務管理として欠けるところはないとされた。

¹⁵ ただし、XはAと婚姻していたXの母Bの遺品を整理し、自宅に搬送した帰り道に、本件遺産を持ち帰ったのであり、本件遺産を移動させるために格別の費用を要したといった事情は認められないとし、本件戸籍等の取り寄せ費用のみ有益費に当たるとした。

¹⁶ ④④は相続人以外の者による事務処理である。④判決も、共同相続人が代表を務める会社の事務管理として主張されている。

¹⁷ 吉永一行「判批」法セ669号120頁。

¹⁸ 一木孝之「判批」民商142巻4・5号478頁、484頁。

¹⁹ ただし、利息の発生を認めたのは最後に駐車料金を受け取った時からであるので、駐車料金の受領ごとに個別に利息を発生させているわけではない。

²⁰ 東京三弁護士会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」LIBRA16巻7号37頁。

²¹ 金子修「逐条解説家事事件手続法」(2013)89頁。

²² ただし、償還を生じさせない規律とするという趣旨を家事審判法28条2項にも及ぼせば、負担者を本人とする裁判がなされなかった場合には、事務管理による償還は予定されていないことになる。

²³ ②判決参照。

²⁴ ただし、管理組合の財産をもってXらに対する有益費償還債務を完済することができないと認めるに足る証拠はないとして、個々の区分所有者Yに対する請求は認められていない。

²⁵ 清水誠「企業が結ぶ従業員の生命保険契約」法時67巻4号68頁、72頁。

²⁶ 山野喜朗「判批」判タ933号34頁、42頁。

しおはら まりこ (本学法学部准教授)